

はだの 議会だより

第207号

平成25年(2013年)2月3日(日)
発行:秦野市議会 編集:議会報編集委員会
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 ☎0463-82-9652
http://www.city.hadano.kanagawa.jp/shise/shigikai/

主な内容	
◆議案審議	1・5・6面
◆一般質問	2・3・4面
◆議会のうごき	4面
◆陳情・意見書	5・6面
◆3月定例会日程	6面
◆議会報告会結果報告	6面

12月
定例会

下水道使用料を改定

そのほか組織体制の見直しを求める決議などを可決



雪化粧した表丹沢の山並みと絵を描く女性で美景(撮影者・栗原正行さん)

12月定例会は、11月27日から12月18日までの22日の会期で開催されました。
この定例会では、地域主権改革一括法による条例の制定および一部改正や、補正予算など市長提出議案24件(うち、報告2件)を審議しました。
また、議提議案1件、委員会提出議案3件を審議(議決結果は、6面に掲載)しました。

標準家庭で1か月約250円の引き上げ 平成25年4月1日から

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正することについて

▼要旨

下水道事業の経営基盤の強化を図ることを目的として、公共下水道使用料の排水量区分および額を変更するため、改正するもの。
なお、この条例の施行日は、平成25年4月1日とするもの。

▼付託委員会

都市建設常任委員会

▼委員会での主な質疑・意見

問 電気料金が値上げされ、消費税の増税が計画されているが、なぜ今、使用料を値上げするのか。
答 平成23年度の下水道事業特別会計決算では、事業収入の不足額約2億2500万円を一般会計からの繰入金で補っている。今後、企業会計へと移行し、独立採算を実現していくためには、不足額を税金で補てんするのではなく、使用料を財源とすべきと考えている。

▼反対討論

厳しい経済状況の中、改定による値上げが平均11%もあり、市民に年間約2億円の負担を新たに求めること、また、大幅に上積みがある財政調整基金を市民福祉の増進に使うべきであり反対する。

問 今回の使用料見直しにより、一般家庭や企業への負担はどのように変化するのか。
答 排水量が少量の家庭は、基本使用料を減額しているため、月315円の負担軽減となるが、一般的な標準家庭で、1か月当たり20立方メートル使用する場合は、月250円の負担増となる。また、排水量が多い企業などは、月1万1355円の負担増となる。

問 下水道審議会の答申の附帯意見にある「中長期的視点に立った経営改善策」として、今後、水道局との組織統合により、多くの面で無駄の削減が図られ、経営効果が期待できると考えるがどうか。
答 人件費の削減、コスト意識の向上、危機管理体制の強化などの効果があると考えている。

組織体制を見直し 行財政改革を推進せよ

議提議案第4号 簡素で効率的な組織執行体制の実現を求める決議について

▼要旨

新総合計画などで行財政改革に取り組んでいるとしているが、行政のスリム化などの組織改革は十分であるため、部の統合や副市長の在り方など、組織体制の見直しに取り組むことにより、さらなる行財政改革を推進するため、決議するもの。

問 部の統合や副市長の在り方など、具体的な考えはあるのか。また、議会としてこの決議をするためにには議会費の削減などを実施してからと考えるがどうか。
答 組織改正から5年が経ち、社会状況も変化しているため、現在の部などの検証を行い、細分化された部の統合などの見直しを求め、副市長についても民間人を起用するなどさまざまな視点から提案していく。

▼賛成討論

過去数年間の投資的経費比率などの指標から今後、ますます財政難に陥る可能性がある。また、市長は行政運営に携わった経験を生かし、組織体制の見直しに取り組むことを要望し、賛成する。

表紙写真を募集します! テーマ: 秦野の春

「はだの議会だより」第208号(平成25年5月上旬発行)の表紙写真を募集します。なお、今号(第207号)は、4名から9作品の応募がありました。
応募媒体: ①現像写真(2Lサイズ横長・カラープリント) ※1回の応募点数は1人3点まで
②電子データ(デジタルカメラは500万画素数以上のもので、JPEG形式)
応募資格: 市内在住、在勤または在学の方 締め切り: 平成25年4月22日(月)必着
応募方法: 所定の申し込み用紙に記入の上、持参、郵送またはメール
○郵送先 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市議会事務局あて
○メール gikai@city.hadano.kanagawa.jp
※メールの場合、表題は「議会だより表紙写真応募」としてください。ファイルサイズ2MB以下
※詳しくは、ホームページをご覧ください。お問い合わせは、議会事務局(☎0463-82-9652)までお問い合わせください。

